

別紙

チャレンジショップ募集業種【飲食店区画】

1 総則

業種の分類については、日本標準産業分類（令和6年4月改定）に基づき判断するものとする。

なお、下記の募集業種は、あくまで陸前高田市チャレンジショップ条例の趣旨に即した業種を列举したものであり、他の法令等の規制や、チャレンジショップの構造上の制約により、記載された業種であっても出店できない場合もあること。

2 募集業種

飲食サービス業（大分類M）

(1) 中分類76（飲食店）のうち、以下の小分類を除く業種

760

(2) 中分類77（持ち帰り・配達飲食サービス業）のうち、以下の小分類を除く業種

770、773

3 注意事項

(1) 産業分類に疑義がある場合は、市及び指定管理者が協議の上業種を決定する。

(2) 上記対象業種であっても、営業日数が極端に少ない、あるいは対象となる客層が限定的である場合は、出店を認めない場合がある。